

「2023事務年度金融行政方針」と 金融機関の課題

1 2023事務年度金融行政方針のポイント

金融庁 総合政策局 総合政策課 総合政策企画室長

犬塚 誠也

金融庁

Financial Services Agency

はじめに

新型コロナウイルス感染症の拡大から3年が経過し、その法令上の位置づけが5類感染症に移行したことを受け、行動制限が解除された。これに伴い、わが国では、社会経済活動の正常化が進みつつあり、今後、本格的な経済回復、そして新たな経済成長の軌道に乗ることが期待される。他方で、世界的な物価上昇の影響が続いているほか、気候変動問題、デジタル化の進展、人口減少・少子高齢化、地政学的リスクの増大等により、構造的な環境変化が生じている。また、海外の金融セクターでは、例えば、昨年11月の大手

暗号資産交換所の破綻、本年春の米国銀行の破綻、さらには欧州銀行セクターの混乱などもみられた。

金融を巡るこうした新たな動きや環境変化にしっかりと目を向け、金融システムの安定を確保しつつ、厳しい難局を乗り越え、未来を切り拓いていくことが、金融行政が取り組むべき最優先の課題である。

このような観点から、今年の金融行政方針は、昨年の3つの柱から1つ追加し、重点課題として「Ⅰ 経済や国民生活の安定を支え、その後の成長へと繋ぐ」「Ⅱ 社会課題解決と経済成長を両立させる金融システムを構築する」「Ⅲ 金融システ

ムの安定・信頼を確保する」「Ⅳ 金融行政を絶えず進化・深化させる」の4つの柱で構成している。

本稿では、金融行政方針に掲げた内容のうち、取り組むべき課題や施策の方向性等を可能な限り紹介したい。なお、文章中の意見にわたる部分は筆者の個人的見解であり、筆者が所属する組織の見解ではないことをあらかじめお断りさせていただきたい。

Ⅰ 経済や国民生活の安定を支え、その後の成長へと繋ぐ

まず、金融機関に対して、資金繰り支援にとどまらない、事

業者の実情に応じた経営改善支援や事業再生支援等の徹底を促していく。その前提として、特に地域金融機関においては、地域産業や事業者を下支えし、地域経済の回復・成長に貢献することが、ひいては自分自身の事業基盤の存立に関わる問題であると再認識する必要がある。

コロナ禍での事業者支援は、主として実質無利子・無担保融資を含む資金繰り支援が中心であったが、社会経済情勢の変化とともに実質無利子・無担保融資の返済が本格化してくるなか、コロナ借換保証や資本性劣後ローン、各支援機関等の活用を含め、事業者の実情を踏まえた支援メニューを選択していく

2 2023事務年度金融行政方針と

金融機関に求められる取組み

有限責任監査法人トーマツマネージングディレクター 弁護士・ニューヨーク州弁護士

今野 雅司

はじめに

金融庁は、2023年8月、2023事務年度の金融行政における重点課題および金融行政に取り組むうえでの方針につき、「金融行政方針」として公表した。

2023事務年度の金融行政方針は、前回から項目自体には大きな変更はないものの、①「経済や国民生活の安定を支援、その後の成長へと繋ぐ」②「社会課題解決と経済成長を両立させる金融システムを構築する」③「金融システムの安定・信頼を確保する」④「金融行政を絶え

ず進化・深化させる」として、③の「金融システムの安定・信頼を確保する」を外出しして、大きく4部構成として点々がこれまでと異なっている。2023事務年度の金融行政方針では、【概要】【本文】【コラム】【実績と作業計画】以外に、【主なポイント】も併せて公表しているが、【主なポイント】の中でも、法令等の遵守の徹底、顧客本位の業務運営の確保に改めて言及している。その他、資産運用立国の実現に向け、昨年度以上に資産所得倍増プランの推進に関する記載の充実がみられる（図表1参照）。

本稿では、金融行政方針の位置づけや2023事務年度金融行政方針の概要につき簡単に説明したうえで、預金取扱金融機関に求められるコンプライアンス上の留意点を中心に、重要なポイントを概説する。なお、本稿において意見にわたる部分は筆者の個人的見解であり、筆者が現に所属し、またこれまでに所属したいかなる組織・団体の見解を示すものではない。

一 金融行政方針の位置づけと2023事務年度金融行政方針の概要

1 金融行政方針とは

金融庁は、2015事務年度以降、金融行政が何を指すかを明確にするとともに、その実現に向け、いかなる方針で金融行政を行っていくかについて、事務年度ごとに「金融行政方針」を策定・公表しており、その実施結果を検証し、次年度の金融行政方針に反映することで、PDCAサイクルに基づく業務運営を強化している。全体の構成は事務年度ごとに若干の違いがみられるが、2023事務年度の金融行政方針は、①4つの重点課題を1枚のスライドにまと

AML/CFTにおける有効性検証フェーズに向けた 金融機関の対応

Outcomeベースの有効性検証

中央総合法律事務所弁護士

高橋 瑛輝

はじめに

1 有効性検証の重要性

周知のとおり、FATF第4次審査からは、FATF勧告に沿った法令等の整備状況(Technical Compliance)に加え、有効性(Effectiveness)も相互審査の柱となっている。たとえ形式的には法令等を整備していたとしても、それを的確に運用、執行することを通じて、実際にマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の目的が達成され

ていなければ意味がないからである。

このことは、国全体のみならず、個別の金融機関の対応についても当てはまり、方針・手続・計画等の策定を前提として、これを徹底することが求められる。また、それを通じて、実際にマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の目的が達成されているかどうかを検証し、必要な改善を図っていく必要がある。

では、「マネロン・テロ資金供与対策の実効性の確保のためには、自らの方針・手続・計画等を策定した上で、経営陣による関与の下、これを全社的に徹底し、有効なマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢を構築することが求められる。前記方針・手続・計画等に基づくマネロン・テロ資金供与対策の実効性は、定期的に検証される必要がある。また、検証を踏まえて、必要に応じ管理態勢の見直しを含めたマネロン・テロ資金供与対策の改善を不断に図っていくことが求められる」と定められて

いる(傍線筆者)。

2 年内規程整備の次の課題

現在、各金融機関は、2024年3月末を期限としてガイドラインに基づく態勢整備を完了することが求められているほか、これまでに実施されてきたマネロン等対策に焦点を当てた検査(マネロンターゲット検査)においても指摘されることの多い「規程等の整備」に関しては、2023年内に完了することが求められている(注1)。そのため、2024年以降は、規程等が整備されていることを前提

民事手続のIT化と金融業務への影響等 ——民事執行手続および倒産手続を中心に

北浜法律事務所 弁護士 中森 亘

令和5年6月6日、「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和5年法律第53号。以下、「本改正法」という)が成立し、同月14日公布された(施行は公布後5年以内)。本改正法は、民事執行、民事保全、倒産および家事事件等の手続のIT化を推進するための規定の整備を目的とするものであり、民事訴訟手続のIT化を目的に令和4年5月18日(同月25日公布。施行は公布後4年以内)に成立した民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和4年法律第48号。以下「民事改正法」という)と合

わせて民事手続全般のIT化を実現し、手続の迅速化および効率化を図り手続の利便性向上を目指すものである。

本稿は、本改正法のうち、金融業務との関係が深い民事執行および倒産の各手続に関する改正事項を中心に概説するものである。なお、システムの設計や運用を含めた具体的な事項はこれから検討されることになっており、金融業務への実際の影響は現時点ではまだ不透明な部分が多い。また、書面による申立てや送達なども許容されていることなどから、金融業務への影響は当面限定的といえるかもしれない。

しかし、これから民事手続が全般にわたって加速度的にIT化されていくことは間違いなく、特に本稿でとりあげる民事執行や倒産等の手続については、当事者として関与する機会が多い金融機関にはIT化促進をけん引する役割が期待されている。今後、5年以内とされる本改正法施行に向け、システムの構築や最高裁判所規則の制定など具体的な準備が進められていくが、金融機関におかれては、これらの動きを継続的に注視し、来るべき民事手続のIT化に備えていただきたい。

なお、文中の意見にわたる部分はすべて筆者の私見である。

一 総論

民事改正法は民事訴訟手続全般をIT化するものであるが、大きくは、①インターネットを利用した申立てや書面提出、送達を可能とする、②各種期日における手続きについてウェブ会議や電話会議の利用を可能とする、③事件記録を電子データとして保管(記録)しインターネットによる閲覧・複写を可能とする、などという主要項目に大別できる。そして、本稿でとりあげる民事執行および倒産の各手続にも、特別の定めがある場合を除き、その性質に反しない限り民事訴訟法の規定(第1編か

2023年通常国会成立の 金融関係法の概要

令和5年1月23日召集の第211回通常国会は、同年6月21日に会期が終了し、各種法律の制定、改正がなされた。金融業務に関連する法律についても、その改正等がなされたが、本誌面では、主な法律を取り上げ、その概略を報告する。なお、紙幅の都合上、詳細な内容は各法律を直接参照されたい。

一 中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律

1 改正内容

「中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律」が成立し、令和5年6月16日に公布された。原則として、信用保証制度

関係の改正については、公布日から1年以内、商工中金関係の改正については、公布日から2年以内の政令で定める日から施行される。地域を支える中小企業のコロナ禍からの立ち直り（再生・再チャレンジ支援）やアフターコロナでの成長（積極的な投資促進）に向け、(1)経営者保証改革、(2)商工中金の業務範囲見直しによる再生支援等の強化を進め、併せて、コロナの

ような危機時の資金繰り支援のさらなる円滑化を図る趣旨で、次のような改正が行われている。

(1) 信用保険制度における経営者保証改革等

① 経営者保証に依存しない融資慣行の確立加速

再チャレンジや積極投資を容易にするため、無担保保険等において、一定の要件（法人から代表者への貸付け等がないこと、財務諸表の提出等）を充たす場合には、保証料率の上乗せにより経営者保証の解除を選択できる制度が設けられている。また、流動資産担保保険においては、経営者保証の徴求が禁止

される。

② 危機時における資金繰りのさらなる円滑化

危機関連保証について、指定期間中に認定申請が行われていれば利用できるような要件が緩和される（現在は指定期間中の融資実行が条件）。

(2) 中小企業のための商工中金改革

① コロナ禍からの地域経済再生のための業務範囲等の見直し

組合金融の円滑化という目的の範囲内で、再生企業への出資上限を、現行の10%から銀行同様、100%に緩和する等、業務範囲の制約等が見直される。



河野・川村・曾我法律事務所 弁護士
川村 英二 古澤 陽介